

令和2年4月28日

保護者の皆様

京都市立鳴滝総合支援学校
校長 玉 梶 香 織

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、政府による緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、京都府は「特定警戒都道府県」に指定されている状況にあります。これらの措置は、現時点においては5月6日までが期限となっており、4月28日時点では、国において指定の延長、または解除等が示されておきませんが、本市の感染状況が引き続き警戒を緩めることができない状態にあることや、5月7日以降の対応について、児童生徒や保護者等の皆様への周知期間を確保し、各ご家庭及び学校・園における準備を円滑に進めていく必要があるため、教育委員会において、当面、5月17日（日）まで臨時休業期間を延長し、更に、その後の対応については、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めて決定することが示されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

記

1 臨時休業期間について

臨時休業を、**5月17日（日）まで延長**し、以降の取扱いについては、今後、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めてお知らせします。

2 臨時休業期間の対応等

- (1) 休業期間中はお子様の感染予防、感染拡大の防止のためにも、引き続き、**原則、自宅待機をしていただき**、とりわけ、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集、③近距離・密接（互いに手を伸ばした届く距離）での会話や発声、の3つの条件が同時に重なる場への外出は避けていただく等、改めて、各ご家庭での感染拡大防止に向けた取組について、保護者の皆様のご協力をお願い申し上げます。
- (2) ご家庭におかれても、手洗いの励行や体温測定等、日々のお子様の体調管理にご留意いただき、また、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上についても意識を高め、感染予防を心がけていただくよう、お願いします。

(4) 以下の場合は、すみやかに学校（電話 4 6 1－3 2 2 1）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた